

《施策体系》

基本目標を実現するために、次の4つの施策体系を柱として、多文化共生推進施策を展開します。

I コミュニケーション支援

日常生活において、地域で暮らす人とのコミュニケーションが図れなかったり、行政サービスなどの必要な情報が得られなかったりする場合があることから、「円滑なコミュニケーションへの支援」、「日本語及び日本文化・習慣に関する学習支援」を体系的に進めます。

II 暮らしやすさの向上

教育や子育てなど、生活には、家族構成やライフステージ等によってさまざまな側面があるため、これらにかかわる制度を利用し、安心して生活できるよう支援します。

III 多文化共生を推進する地域づくり

市民がお互いの文化や背景を尊重し、共生、協働するまちづくりを進めます。

IV 多文化共生推進体制の強化

多文化共生を推進するにあたり、関係課、関係団体と連携、協働を進めながら、推進体制の強化を図ります。